

川崎市新市庁舎整備基本計画策定業務委託に関するプロポーザル方式の実施について

1 件名

川崎市新市庁舎整備基本計画策定業務委託

2 委託期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎

4 委託業務概要

川崎市が平成 25 年度に策定した川崎市本庁舎・第 2 庁舎耐震対策基本構想を踏まえ、新市庁舎の整備に向けた基本的な計画を策定し、「川崎市新市庁舎整備基本計画」として策定することを目的とします。詳細は企画提案説明書及び仕様書によります。

5 参加資格

次の条件を全て満たしている必要があります。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、次の業種及び種目のいずれにも搭載されていること。
 - ア 業種10「建築設計」の種目01「意匠設計」及び種目02「構造設計」
 - イ 業種11「設備設計」の種目01「電気設備設計」及び種目02「空調・衛生設備設計」
 - ウ 業種12「建設コンサルタント」の種目12「都市計画及び地方計画部門」
- (3) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去10年以内に延床面積20,000㎡以上の庁舎に係る基本設計に関する業務実績を有すること。また、契約書の写し等実績を証明する資料を提出すること。
- (5) 配置予定者について、次の要件を満たすこと。
 - ア 現場代理人
一級建築士として15年以上の業務経験を有する者を配置すること。
 - イ 担当者
次の資格を有する者を各1人以上配置すること。
 - (ア) 一級建築士
 - (イ) 建築設備士

6 公募手続

- (1) 参加意向申出書の配布及び公募参加申込み

本公募に参加を希望する場合には、参加意向申出書に必要事項を記載の上、次の場所へ持参し提出してください。なお、参加意向申出書を提出いただいた際に、仕様書を配布します。

ア 参加意向申出書配布・受付期間及び仕様書閲覧期間

平成 26 年 4 月 10 日 (木) から平成 26 年 4 月 18 日 (金) まで

- イ 参加意向申出書提出締切日時
平成 26 年 4 月 18 日（金）17 時まで
- ウ 参加意向申出書配布・受付時間及び仕様書閲覧時間
土曜日及び日曜日を除く 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで
- エ 参加意向申出書配布・提出場所及び仕様書閲覧場所
川崎市総務局本庁舎等建替準備室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎本館 3 階

(2) 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書に基づき応募資格を確認後、参加資格確認結果通知書を平成 26 年 4 月 23 日（水）までに電子メールにて送付します。

(3) 質問と回答

仕様書の内容についての質問は、質問書により電子メールにて受け付けます。なお、電話及びファックスでの質疑応答は行いません。

ア 受付期間

平成 26 年 4 月 24 日（木）9 時から平成 26 年 4 月 28 日（月）17 時まで

イ 回答

平成 26 年 5 月 2 日（金）17 時までに電子メールにて、参加資格がある全ての業者宛てに回答します。

7 企画提案のための必要書類

(1) 企画提案書

ア 書式等

発注者の定める様式により提出してください。詳細は企画提案説明書によります。

イ 提出部数

15 部提出してください。

(2) 見積書

ア 記載金額

(ア) 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額です。

(イ) 見積書に記載する金額に消費税及び地方消費税を加算した金額が「14 事業概算額」を超えないようにしてください。

イ 提出部数

1 部提出してください。

8 企画提案書記載項目

(1) 記載項目

次の項目について記載してください。詳細は企画提案説明書によります。

ア 「評価項目 1 実績、実施体制及び従事者」

イ 「評価項目 2 本業務の進め方」

(2) 注意事項等

ア 作成に当たっては、極力社名が分からないような記載をお願いします。

イ 専門用語には注釈を付けるなど、なるべく分かりやすい表現で記載してください。

ウ 提出書類作成に関する費用は、提案者の負担とします。

エ 提出していただいた企画提案書等の書類については、返却しません。

9 企画提案書等の提出

企画提案書及び見積書は、次のとおり持参により提出してください。

(1) 提出締切日

平成 26 年 5 月 9 日（金）

(2) 受付時間

土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで

(3) 提出場所

川崎市総務局本庁舎等建替準備室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎本館 3 階

10 事前審査

企画提案書が 6 者以上から提出された場合は、プロポーザル評価委員会により企画提案書に基づき事前書類審査を行い、本審査（プレゼンテーション）の対象となる提案者（原則として 5 者）を選定します。

事前審査を行った場合の選定結果は、平成 26 年 5 月 16 日（金）以降にお知らせします。

11 本審査（プレゼンテーション）

(1) 日時

発注者の指定する日時に実施します。

(2) 実施方法等

ア プレゼンテーションについては、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。

イ プレゼンテーションの出席者は、3 名以内とします。

ウ 使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。また、パワーポイントや拡大したパネルなどを使用することはできません。

エ 時間等詳細は、平成 26 年 5 月 16 日（金）以降にお知らせします。

(3) 評価者

プロポーザル評価委員会における評価委員が評価者となります。

(4) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について行います。詳細は企画提案説明書によります。

12 審査結果通知

平成 26 年 6 月 2 日（月）以降に全ての提案者宛てに書面により通知します。

なお、審査結果等についての電話等での問合せには応じられません。

13 契約手続等

審査結果の通知後、速やかに特定された業者と契約の締結に向けて手続をします。

(1) 契約保証金

契約金額の 10% とします。ただし、川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除とします。

- (2) 前払金
否
- (3) 契約書の作成
要

14 事業概算額

39,000,000 円（2か年の総額。消費税及び地方消費税を含む。）

15 その他

- (1) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。
- (3) この業務を受注することにより、本事業に関する基本設計・実施設計等の業務の受注資格を喪失することはありません。
- (4) 企画提案書に記載した現場代理人及び担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- (5) 契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとし、なお、特定された提案者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行います。

16 問合せ先

川崎市総務局本庁舎等建替準備室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎本館3階

電話 044(200)0281

電子メール 16tatekae@city.kawasaki.jp